

令和7年度（令和8年4月1日採用） 東松島市職員採用試験（有資格者社会人経験者） 受験案内

1 試験区分等

試験区分	職種	採用予定人員	職務内容
社会人経験者	社会福祉士	若干名	行政事務に従事します。
社会人経験者	最終処分場 技術管理士	1名	行政事務に従事します。

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格等

次に記載する（１）の受験資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない方

（１）受験資格

試験区分	職種	受験資格
社会人経験者	社会福祉士	左記の資格を有し、 <u>昭和50年4月2日から平成7年4月1日</u> までに生まれた方で、民間企業等における職務経験を直近7年間で4年以上有する方
	最終処分場 技術管理士	

※社会人経験者の「職務経験」について

ア 「職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等として、週35時間以上の勤務（就業規則等で定められた勤務時間。残業時間を除く。）を1年以上継続して勤務した経験が該当し、これらの職務経験期間が、直近7年（平成30年10月1日から令和7年9月30日まで）の中で通算4年以上であることを要します。（1か月未満の日数は30日を1か月として計算します。）

イ 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した場合はいずれか一つの職務経験のみです。

ウ 休業等（欠勤、傷病休暇、育児休暇）のために業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められていても、その期間は職務経験には通算できません。（産前・産後休暇期間は通算できます。）この場合、当該休業等に引き続く前後の勤務期間は職務経験に通算することができます。

エ 同一の雇用者に1年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新した際に空白期間（1年につき7日以内）が設けられていた場合は、空白期間前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験期間に通算することができます。

※最終合格発表後に、職務経験通算期間の確認のための職歴証明書等を提出してもらいます。

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法

試験は全職種において第1次試験、第2次試験とします。なお、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

○社会人経験者（有資格者社会人経験者）

試 験	方 法
事務能力試験等 (約60分)	職務を遂行する上での具体的な処理能力を測る検査です。 決められた時間内にどれだけ早く正確に回答したかを重視します。 ※試験内容は変更になる場合があります。
パーソナリティ検査 (約40分)	職務遂行に必要な適性等について検査します。

(2) 第2次試験

試 験	方 法
人 物 試 験	人物、職務経験及び職務に関する適性などについて個別又は集団面接等を行います。
作 文 試 験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否について調査します。

※試験内容は変更になる場合があります。

4 試験日及び場所

区 分	第1次試験	第2次試験
日 時	令和7年11月16日(日) 試験 午前9時00分～ (受付 午前8時30分～)	令和7年11月下旬頃
場 所	東松島市役所 (東松島市矢本字上河戸36-1)	第1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和7年11月中旬頃に市役所掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和7年12月上旬頃に市役所掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。
したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- (2) 採用は「令和8年4月1日」の予定です。
- (3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取消すことがあります。
- (4) 職種によって必要とされる資格・免許等が採用時までには取得できない場合には採用されません。

7 給 与

- (1) 初任給は、おおむね次のとおりです。

試験区分	民間企業等における勤務期間	初 任 給
社会人経験者	通算職務経験14年の場合 (採用時36歳)	約247,300円
	通算職務経験18年の場合 (採用時40歳)	約249,700円

※初任給は経歴によって、一定の基準により加算されます。

※社会人経験者の初任給は、大学卒業等直後に民間企業等で正社員として一定期間勤務し採用された場合の一例記載です。

- (2) 給与の他、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続き及び受付期間

- (1) 電子申請でのみの受付です。

「令和7年度東松島市採用試験申込みフォーム」より申込してください。

URL:<https://logoform.jp/f/anDnN>

電子申込フォーム



- (2) 受付期間

令和7年11月5日(水)午後5時まで

※ 受験料は不要です。

※ 電話での申込みはできません。

9 試験結果の開示について

試験結果については、東松島市個人情報保護条例（平成17年東松島市条例第10号）に基づき、次のとおり開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、下表の開示場所に直接お越しください。なお、電話やはがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる方	内容	開示期間等	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合順位及び 総合得点	合格発表の日から1月間 午前9時から午後5時まで	東松島市 総務部総務課
第2次試験	第2次試験不合格者			

10 その他

（1） 受験申込みをされた方には記載されている住所に受験票を交付します。記載されている住所ではないところに送付先を変更希望の場合は、提出前に下記までご連絡ください。

試験日の1週間前までに受験票が届かない場合も下記まで連絡ください。

（2） この試験についての問い合わせは、東松島市役所総務部総務課人事係（電話0225-82-1111：内線3208）で回答します。